

令和3年度老人保健健康増進等事業
認知症予防に資する取組の実践に向けたガイドラインの作成に関する調査研究
報告書 要約

【事業目的】

令和元年度ならびに令和2年度の老人保健健康増進等事業の「認知症予防に資する効果的な取り組み事業に関する調査研究事業」において実施した、全国の自治体における認知症予防の取組に関する質問紙調査や聞き取り調査の結果では、多くの自治体において介護予防の一環として認知症予防に資する取組（特に運動、社会交流）が行われていることが示された。しかし、WHOガイドラインにある推奨項目が取組・事業に活かされているかは不明であった。

そこで、本事業では、一般介護予防や総合事業の他、健康づくり等も含めた「認知症予防」に資する取組の実施状況について全国調査を実施、実態を把握・整理するとともに、取組を効果的に実施するための企画・調整・実施・評価におけるポイント等について、検討委員会にて議論を行い、その整理を行うとともに、自治体に向けた手引き（ガイドライン）を作成し、手関係機関への周知を行うことを目的とした。

【実施内容】

本研究事業を進めるにあたり、有識者と行政職員、地域包括支援センター職員、介護予防事業を支援する職域団体、介護保険事業所職員の計9名から成る検討委員会を設置した。また、オブザーバーとして、厚生労働省老健局及び関東信越厚生局地域包括ケア推進課の協力を頂いた。事業内容は以下の4点である。

- ① 認知症予防の取組に関する全国調査の実施
- ② 認知症予防の取組を効果的に実施するためのガイドラインの作成
- ③ 報告会の開催

【結果】

- ① 認知症予防の取組に関する全国調査の結果

全国の市町村を対象に、質問紙による調査を実施した。調査票は都道府県にメールにて送付し、都道府県から管内市町村に送付を依頼した。回収は回答専用のウェブサイト、メール、ファクスにて受け付けた。調査期間は令和3年11月4日から12月17日で、回答数は1,124件、有効回答数は1,119件（1,741市町村中64.3%）であった。

まず、介護予防に係る事業の担当部署と健康増進に係る事業の担当部署について確認したところ、人口規模の大きなところは別々の課が担当しているところが多かったが、人口規模が3万人以下のところは同一課、別の課のそれぞれが混在していた。また、市町村内の連携については、同一課、別の課に関わらず、「日頃から連携している」の回答と「業務多忙で連携できていない」とが混在した。

介護予防の取組について、「身体活動」や「社会活動・交流」については大半の市町村において計画・実行しているのに対し、「栄養的介入」と「検診・健診」は約40%の市町村において「当初から計画していない」と回答した。また、実施している取組のうち、「身体活動」「社会活動・交流」「認知的介入」については80%以上の市町村が「認知症予防を意識して実施している」と回答したのに対し、「栄養的介入」や「検診・健診」は30%弱であった。

取組・事業を実施するにあたって、外部機関との連携状況について確認したところ、取

組・事業によって様々な機関と連携していることが明らかとなった。特に「社会活動・交流」は他の取組・事業に比べて社会福祉協議会や自治会・町会、住民ボランティア・自主サークルからの協力が多かった。また、主催者・協力者の機関種別を確認したところ、人口規模に関わらず、多種類の機関と連携している市町村と、限られた期間で取組・事業を実施している市町村があった。

WHO ガイドラインにある 12 の推奨項目について確認したところ、「全て知っていた」「概ね知っていた」と回答した市町村が 80%強あったが、推奨項目ごとに取組の実施状況を確認したところ、認知症予防に資する取組として実施していると回答のあったのは 65 歳以上を対象とした「認知的介入」で約 50%、65 歳以上を対象とした「身体的活動」と「社会活動」で約 30%と、決して多くはなかった。

認知症予防の取組を推進していくにあたり、重要と考えているものとして、「住民に対する認知症の啓発」「住民に対する健康づくりの啓発」「日頃からの地域づくり」といった項目において「大変そう思う」「まあそう思う」という回答が多かった。また、「重要と考えているものに対し、どの程度できていると思うか」の質問に対し、「住民ニーズの収集」と「修了者の受け皿の確保」において 60%以上の市町村が「あまりできていない」「全くできていない」と回答した。

② 認知症予防の取組を効果的に実施するためのガイドラインの作成

ガイドラインは科学的根拠に基づいた情報の下で、標準的な手順や推奨グレードについて専門家間で話し合わせる必要があるが、認知症予防に関する取組・事業のエビデンスは、現在様々な機関で実施されているところであり、検証尾十分とは言えない。また、本事業で期待されている成果物は、「取組を実践するにあたって、どのような手順、考えで進めていくか」であることから、成果物のタイトルは「市町村における認知症予防の取組推進の手引き」とした。手引きの読者は市町村職員や取組の主催者・協力者を想定し、令和2年度に作成した事例集の内容も盛り込みつつ、認知症予防を意識した取組の企画、調整、実施についてまとめた。

③ 報告会の開催

今年度実施した全国調査の結果報告ならびに手引き書の説明、ならびに認知症予防の取組の具体について紹介する報告会を開催した。なお、事例報告は令和 2 年度に作成した事例集にて紹介した事例の担当者であり、今年度検討委員会の委員をお願いした方に依頼をした。

【まとめ】

今年度の事業を通じ、認知症予防の取組を意識して実施している市町村の数はまだ多くはないこと、市町村内の連携において、介護予防と健康づくりを担当している部署が同一か否かに関わらず、日頃からの情報共有が大切であること、取組・事業に関わる主催者・協力者の機関種別は人口規模に関わらず多くのところの協力を頂いている市町村と限られた機関と実施している市町村があること、認知症予防の取組を推進していくにあたり、住民ニーズの収集や取組・事業の修了者を対象とした受け皿の確保ができていないと回答した市町村が半数以上であったことなどが示された。それを踏まえ、事業の成果物である手引きは上記を踏まえて作成するとともに、報告会においては「何を目的に」「誰を対象に」「どのように取組を進めたか」について自治体職員の検討委員から報告を頂いた。

認知症予防に資する取組・事業は、これまで市町村で実施されてきた介護予防や健康づくりの取組・事業と近い。それらの取組・事業と一体的に、または連携して実施していくことで、認知症予防の取組が推進され、今後ますます増加する後期高齢者、そして認知症の人の支援をしていくことが期待される。